

独立行政法人
国立精神・神経医療研究センター
平成22年度業務実績の評価結果

平成23年8月18日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成22年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは、国立精神・神経センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。国立精神・神経医療研究センターは、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

今年度の国立精神・神経医療研究センターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の初年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成22年度業務実績全般の評価

精神・神経疾患等は、その克服に向けた国際的な取り組みにもかかわらず、国民の健康に大きな影響を与えており、積極的かつ重層的にその対策を進めていく必要がある。

こうした中、センターは、国際的にも、精神・神経疾患等に係る医療水準を向上させるために、総合的な医療を実践するとともに、日本人のエビデンスの収集や研究成果を高度先駆的医療に活かすことが求められている。

独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取り組みが行われ、初年度においては年度計画に掲げる経常収支率を上回る成果であった。今後、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発については、研究所と病院を有機的に繋ぐ組織であるトランスレーショナル・メディカルセンター（TMC）において、データマネージャーや臨床研究支援の専門職を配置するなど支援体制の充実を図るとともに、臨床研究等の共同実施を行うための5つの専門疾病センターを設置し組織的横断的な連携を図ったことは評価する。

また、治験・臨床研究の支援の充実を図るため、CRCを常時10名配置することとし、治験申請から症例登録（First Patient In）までの平均期間を48.6日にするなど年度計画

の数値目標を達成したことは評価する。

医療の提供について、ミトコンドリア病の遺伝子の診断、光トポグラフィーの実施、パーキンソン病患者への薬剤血中動態モニターに基づく高度先駆的治療等を実施したことは評価する。

統合失調症の対象患者において、コンピュータを用いた認知機能改善プログラムを実施し、併せて就労支援センターやハローワークと連携することにより、就労に結びつけるプログラムを実施しており、更なる充実に期待する。

転倒・転落事故防止推進のため、アセスメントシートを改訂し、発生件数及び転倒転落率を減少させるとともに、医療安全研修会等を年度計画を大幅に上回り開催し、職員の医療安全に対する意識の徹底を図った。

医療観察法病棟では、多職種チームで構成される CPA 会議を全例実施するとともに、家族会においても様々な取り組みを行っている。

このほか、東日本大震災に対しては、東北地方太平洋沖地震メンタル情報サイトをいち早くホームページ上で開設し、心のケアに関する支援を行うとともに現地への専門家派遣等、迅速かつ適切な対応を行った。

これらのことを踏まえると、中期計画の初年度に当たる平成 22 年度の業務実績については、全体としては国立精神・神経医療研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については 2 のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 研究・開発に関する事項

① 臨床を志向した研究・開発の推進

多発性硬化症センターや筋疾患センターなど 5 つの専門疾病センターを設置し共同カンファレンス等の開催による組織横断的な連携を図るとともに、トランスレーショナル・メディカルセンター (TMC) において、データマネージャーや臨床研究支援の専門職を配置するなどの支援体制の充実により、基礎研究分野と臨床研究分野の共同研究件数が対前年度 25 件から 51 件に倍増となった。また、バイオリソース検体数が対前年度 15.3%増など年度計画を大きく上回り数値目標を達成したことは評価する。

脳態態統合イメージングセンター (IBIC) 設立準備室においては、脳画像機器の適正使用に関する規定の整備や専任 PET 研究者の雇用等を行うなど、運用開始に向けて研究体制の構築等の準備を積極的に進めており、精神疾患、神経疾患、発達障害、筋疾患の病態解明や診断治療技術の開発の推進に期待する。

また、認知行動療法センター (CBT センター) の設立に向け、認知療法・認知行

動療法の研修（人材育成）・調査・研究（技術開発）・臨床支援等を通して、わが国における精神保健・医療・福祉の質の向上を担うための検討及び準備活動を行っており、今後に期待する。

② 病院における研究・開発の推進

治験・臨床研究の支援の充実を図るため、CRC を常時 10 名配置することとし、治験申請から症例登録(First Patient In)までの平均期間を 48.6 日に大幅に短縮し、年度計画の数値目標を達成したことは評価する。

筋ジストロフィー患者をはじめ、遺伝子解析を活用した全国規模の希少疾患患者の臨床データベースを構築し、国際学会で発表を行うなど海外と連携を図った。

TMC において、臨床研究簡易相談窓口相談員を増員し、臨床研究及び早期臨床開発を支援する体制を整備するとともに、遺伝子カウンセリング室に臨床遺伝専門医 2 名を配置し、認定遺伝カウンセラー 1 名を常勤として雇用し相談体制の強化を図った。研究倫理に関する研修受講記録制度及び TMC 臨床研究研修制度を整備した。

③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

(精神・神経疾患等の本態解明)

筋疾患について、ヒト筋レポジトリーの中から新規の先天性筋ジストロフィーを発見するとともに、精神疾患については自殺された方の家族へのケアに配慮した詳細な聞き取り調査（心理学的剖検）を実施し自殺対策としてサポート体制構築の重要性を示唆するなど、発症機序や病態の解明につながる研究を実施した。

(精神・神経疾患等の実態把握)

筋ジストロフィー患者登録の推進及び遠位性ミオパチー並びにパーキンソン病などの希少疾患・難病の患者登録制度の構築を進めるとともに、気分障害、統合失調症、脳器質性症候群等登録、精神遅滞家系登録などの希少疾患の患者登録を推進することで、疾患の罹患、転帰その他の実態及び推移に関するデータを的確に把握する疫学研究等を実施したことは高く評価する。

(高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進)

薬物依存、摂食障害や睡眠障害に対する認知行動療法の実践研究を実施している。また、脊髄小脳変性症などポリグルタミン (PolyQ) 病において、PolyQ 蛋白の凝集を阻害する低分子化合物 X を同定し、神経細胞の変性や運動障害の改善が認められることを発見したことは高く評価する。今後、新たな医薬品の開発の進展へ期待する。

(医薬品及び医療機器の開発の推進)

プロスタグランジン D2 合成酵素阻害薬が筋ジストロフィーの筋壊死を抑制することを解明し、新たな治療法の開発につながる可能性を示唆した。また、治験と臨床研究の実施件数が増加（154 件、対前年度 11.6%増）となっている。

(医療の均てん化手法の開発の推進)

精神科病棟における隔離拘束の実態を簡便に把握できるソフトウェア（eCODO）を作製し、予後研究を継続できるよう準備を推進するとともに、薬剤処方・行動制限最適化プロジェクトと題して日本の医療に適合した方法を開発中であり、精神科医療の均てん化を図るための研修を実施し、質を評価する指標についての検討を開始した。

(情報発信手法の開発)

ホームページ上に新たにパーキンソン病・運動障害疾患センター、地域精神科モデル医療センター、IBIC 設立準備室のページを公開するとともに、研究成果や公開講座及び家族会等の情報について、積極的な情報発信を行った。

また、国民の精神疾患に関する理解の深化への寄与可能性を検討する目的として、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施した。

(2) 医療の提供に関する事項

① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

高度先駆的な医療の提供として、先進医療制度を活用してミトコンドリア病の遺伝子の診断（8 症例。その他の遺伝子診断 128 症例）や光トポグラフィー（259 例）を実施し、パーキンソン病患者に薬剤血中動態モニターに基づく高度先駆的治療（51 件）等を実施したことは評価する。

統合失調症の対象患者において、認知機能障害を改善するため、コンピュータを用いた認知機能改善プログラムを実施（12 名）し、併せて就労支援センターやハローワークと連携することにより、就労に結びつけるプログラムを実施しており、更なる充実に期待する。

国内でも数少ない薬物依存症専門外来として、集団認知行動療法や個人精神療法などの専門的治療を提供している。また、多数の外部施設（精神保健医療機関、司法関連機関）からの視察を受け入れた。

② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

遺伝カウンセリング室を設置し、常勤の遺伝カウンセラーを配置することで相談体制の強化を図った。

CBT を推進するため、CBT センター設立準備室を設置し、研修活動等を行った。

患者満足度を向上させるための取組として、療養介助職の導入やフルオーダーリングシステムに移行させ算定時間を早め、会計待ち時間の短縮を図るとともに、診察の順番待ち情報を画面で表示、外部から講師を招聘し全職種を対象とした接遇研修の実施など患者サービス等の改善に努めたことは評価する。

新たに登録医療機関制度（125 施設登録）を開始し地域連携リストの作成に着手した。

また、転倒・転落事故防止を推進するため、精神疾患患者に更に適したアセスメントシートとし、発生件数及び転倒転落率を減少させるとともに、医療安全研修会等を年度計画を上回る回数以上開催し職員の医療安全に対する意識の徹底向上を図ったことは、良質かつ安心な医療提供の取り組みとして評価する。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年7月16日法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づき、平成17年には我が国初の指定入院医療機関を開設し対象者の受け入れを開始するとともに、その後の他の設置主体の指定医療機関開設に必要な医師、看護師等に対し専門研修を実施し人材育成を図るなど、政策医療のセーフティネット及び先駆者としての重要な役割を果たし国の政策に大きく貢献していることは評価する。

さらに、平成22年4月から医療観察法病棟を1棟開棟し、指定入院医療機関の病床不足に対応するとともに、我が国で初めての身体合併症を有する対象者の受け入れを開始した。

医療観察法病棟では、多職種チームで構成されるCPA会議を182件実践するとともに、家族会においては、多職種チームによる講義、退院者による退院後の地域生活に関する体験談、会員による情報提供などを実践している。

重症心身障害児（者）への対応では、長期入所者及び短期入所者に対し、様々な専門的治療を提供するとともに、在宅等の治療困難とされた患者又は他施設から依頼があった患者に対して、他科等との連携により適切な治療を行った。

また、在宅支援推進のため、4床の在宅支援病床を確保するとともに、短期入所調整会議を実施し、最大限の受け入れ（115人）を行った。

（3）人材育成に関する事項

臨床研究のための基礎及び専門的知識、倫理に関する知識を獲得するため、TMC臨床研究研修制度を創設するとともに臨床研究の知識及び技術に関する教育の機会を増やすために、e-learningポータルサイトである「CRT web」を開発し充実を図った。また、若手研究者の萌芽的研究プロジェクトを推進することを目的とした事業として、

若手グループの活動体制を整備し実施したことは評価する。

5つの専門疾病センターでは、それぞれの職種における専門性を高めつつチーム医療も積極的に推進できるよう合同カンファレンスや研修等で人材育成に取り組んでおり、より一層の充実を期待する。

精神・神経疾患等における医療の質の向上を目的として、国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル的研修・講習を67回開催し、センター外の受講者は1,664人であった。

(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

国立病院機構等との連携により、重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー及び医療観察法における指定入院医療機関等のネットワークを構築し、情報の集約・評価を行うことで、高度先駆的医療や標準的医療の普及を図った。

定期的にジャーナルクラブ等を開催し、論文に関するセミナーを行い、最先端の研究に関する進捗状況の確認や評価といった取組を行うとともに、幅広い情報をセンター内外へ発信していることは評価できる。

広報委員会等において検討を重ね、ホームページを全面的にリニューアルし、視覚的にもよりわかりやすいスタイルとなるよう配慮した構成とし、アクセス件数が105.4万件と年度計画の20万件を大きく上回ったことについて評価する。

(5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

自殺対策推進会議（内閣府）の座長や再生医療の実現化プロジェクト（文部科学省）のプログラムディレクターとして参画するなど、国が設置する種々の委員会等に積極的に協力するとともに、精神障害者の地域におけるケアを目指した施策のモデル事業研究等、緊急性の高い課題について国内外で研究成果及び我が国の実態調査結果等を踏まえ、専門的な政策提言を行ったことは評価する。

また、東日本大震災に対しては、東北地方太平洋沖地震メンタル情報サイトをいち早くホームページ上で開設し、心のケアに関する支援を行うとともに現地への専門家派遣等、迅速かつ適切な対応を行った。

さらに、海外からの研修生及び研究者を17名受け入れた。

(6) 効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

特命事項を担う副院長（特命副院長）について規定し、次年度以降、病院の医療の提供、臨床研究や経営等の運営状況を踏まえた設置の検討を行うこととした。また、研究所長補佐の新設や高度先駆的医療推進のため、医師、薬剤師及び遺伝カウンセラーの増員等、業務運営体制を強化した。

法人設立と同時に事務部門の改革を行い、総務部・企画経営部・財務経理部の三部体制とし各部門の業務に関して権限と責任を明確化し迅速な意思決定が可能となったことについて評価する。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

国立精神・神経医療研究センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、経費の節減や収入の確保等の経営管理により、平成22年度の損益計算において経常収支率99.8%（経常損失26百万円）とマイナスではあったが、年度計画に比して各々+2.4ポイント、+272百万円改善し目標を達成しており評価する。今後の収支改善努力により経常収支率100%以上となることを期待する。

一般管理費の節減については、15.4%減と大幅に年度計画を上回っていることを評価する。

情報共有ツールとしてグループウェアを稼働開始するとともに電子カルテの導入によりペーパーレス化を進めるなど電子化の推進により業務の効率化を図った。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

法令等の遵守を期するため、コンプライアンス室を設置するとともに、センター業務及び予算に対する内部監査部門として監査室を設置し、独自に行う内部監査に加え、会計監査人及び監事とも連携し、効率的・効果的にセンター業務等に関する内部統制を行っていることは評価する。

一般競争入札等の調達手続きの競争性、公正性、透明性等を確保するため、契約審査委員会の審査を経るなど契約業務の適正な遂行を図った。また、契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを実施した。引き続き、委員会を通じて契約業務の適正化を図りたい。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

民間企業等より治験及び共同研究に係る外部資金の受け入れや、寄附受入規程を整備しホームページ及びポスター掲示を行い、寄附金を受領する取り組みを行った。

厚生労働科学研究費等に対し積極的に申請を行い、国等の競争的研究費を獲得したことは評価する。

(9) その他業務運営に関する事項

個々の職員の業務実績を適切に反映させるために業績評価制度を導入し、一部の役職職員に適用させた。23年度からは常勤職員全員に適用させる。

研究所の部長、室長、病院の医長及び遺伝カウンセラー等の職員の募集に際しては、公募を原則とし、広く優秀な人材を募集することにより採用を行った。

育児休業や育児短時間制度等の規程の整備やセンター内に保育所を設置することで、育児と仕事の両立が可能となるよう整備するとともに、外来及び病棟にクラークを配置し、医師本来の業務に集中し、その役割が発揮できるように職場環境の整備を行ったことは評価する。

センター運営の問題点や改善策など職員の意見等を聴取できるよう職員提案窓口を設置するとともに、提案事項については、全職員にフィードバックし全職員へのミッション等の浸透やインセンティブ向上に繋げた。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

病院の機能を踏まえた職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や一般管理経費等に係るコスト節減に努め、収支改善を推進したが、当期総損失は0.6億円を計上した。

しかし、当初の計画を上回る結果であり、中期目標期間中において経常収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべきである。

② 保有資産の活用状況とその点検

建て替えのため使用しないことが決定している実験施設については、翌事業年度以降の新棟への移転時に除却することとしており、独立行政法人会計基準に基づいた減損処理を行う予定である。

また、建て替え後の後利用として有効活用できる資産については、後利用の検討を行う委員会を設け利用計画を策定している。

③ 給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

国立精神・神経医療研究センターの給与水準について、平成22年度のラスパイレス指数は、研究職員 112.8、病院医師 111.3、看護師 112.3、事務・技術職 107.2となっており、その原因としては、諸種手当を創設したこと、特殊業務手当の支給対象となる重症心身障害児（者）病棟等で勤務する看護師が多いこと、地域手当率が12%となっていることが主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、病院医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考える。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等のもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職不補充、調整額の廃止、

給与カーブの変更などを行い、平成21年度からの削減額は25百万円であった。他方、増額は2.2億円あり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、精神・神経疾患等に関する高度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、国立精神・神経医療研究センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難である。

福利厚生費については、国時代に取り組んできたレクリエーション経費の自粛をはじめ、弔電、供花や永年勤続表彰についても厚生労働省に準じた基準とするなど事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

④ 事業費の冗費の点検について

契約単価の見直しや電子カルテ導入によるフィルムレス化によるX線フィルム購入費などにより経費削減を行っている。

また、公的研究費についても、年度末に消耗品等が大量購入とならないよう注意喚起を促している。

旅費についてはパック商品の利用促進について周知を図っており、これらの継続的な取組みを期待する。

⑤ 契約について

契約については、一般競争入札を原則とする取組みを行っており、契約審査委員会において公正性、妥当性等について審査を経るとともに、契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約について、契約の適正性・妥当性・競争性確保の観点から監視を行っており、引き続き、より一層透明性と競争性が確保された契約の実施に期待する。

⑥ 内部統制について

法人設立時に業務運営体制として法人の重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長がセンターの理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されている。また、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、センターのミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後

の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対しの確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、センターのミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要かつ適切な取り組みであったと言える。

さらに、法人の実績は年度計画をおおむね達成しており、これは年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったことによるものと認める。今後においても、役職員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直しについて

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされた、研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業等の業務運営の効率化については、平成22年度から実施している。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から8月5日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしつつ評価を行った。